

会津若松市耐震改修促進計画（改定） 概要版

第1 計画改定の背景

国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針の改定を踏まえて、県においても福島県耐震改修促進計画の改定を行ったことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条による本市の耐震改修促進計画の見直しを行うものです。

第2 計画の概要

1 目的

本市における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震による建築物等の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守ることを目的としています。

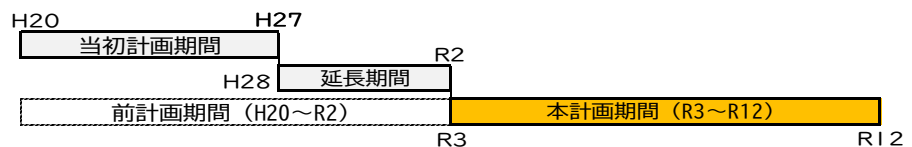
2 位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、国の基本方針を踏まえた福島県耐震改修促進計画及び市地域防災計画に基づいて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針です。

3 計画期間

令和3年度から

令和12年度まで
(10年間)



4 主な対象建築物

旧耐震基準で建設された次の建築物（既存不適格建築物）

- ・住宅
- ・特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、店舗、ホテル等で一定規模以上のもの）
- ・防災上重要建築物（市地域防災計画で指定する防災拠点施設、避難施設等）
- ・耐震診断義務付け対象建築物（大規模、防災拠点、避難路沿道建築物（ブロック塀を含む））

第3 建築物の耐震化に関する目標

1 現状の耐震化率

| 区分 | 当初計画時 | H28改正時 | R2末時点 | |
|----------------|----------|--------|-------|-------|
| 住宅 | 73.6% | 79.7% | 85.0% | |
| 特定建築物 | 全体 | 61.0% | 74.0% | 76.6% |
| | 民間 | 52.0% | 60.1% | 61.5% |
| | 公共 | 71.0% | 88.8% | 92.1% |
| 市有建築物 | 全体 | 69.8% | 81.1% | 89.0% |
| | 防災上重要建築物 | 62.9% | 77.4% | 88.7% |
| | 特定建築物 | 83.1% | 88.0% | 89.5% |
| 耐震診断義務付け対象建築物※ | 大規模建築物 | — | — | 46.7% |
| | 防災拠点建築物 | — | — | 0.0% |

※避難路沿道建築物については、耐震診断結果の公表後、耐震化率が確定します。

2 耐震化の目標

| 区 分 | 平成 27 年度 (当初計画目標) | 令和 2 年度 (H28 改定時目標) | 令和 12 年度 (本計画目標) |
|-------------------------------|----------------------|------------------------|------------------------------|
| 住 宅 | 90% | 95% | 令和 7 年度：95% 令和 12 年度：概ね解消 |
| 特定建築物 | 90% | 95% | ※ |
| 市有建築物 (防災上重要建築物 ・特定建築物) | 90% | 95% | 令和 7 年度：95% 令和 12 年度：概ね解消 |
| 耐震診断義務付け 対象建築物 | — | — | 概ね解消 |

※学校・病院等は、各施設を所管する省庁が個別に目標値を設定し進捗管理等を行っているため、本計画での目標値の設定は行わないこととします。

第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策

住宅は生活の基盤であり大地震から人命を保護するため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を積極的に推進していく必要があることから、新たな取り組みとして、戸別訪問等によりパンフレット等の配布・説明等を行うことで、所有者等に直接的に耐震化を促します。

耐震診断義務付け対象建築物は、大地震時に倒壊等により甚大な被害をもたらすおそれや、災害時の復旧の拠点や避難所となる施設であり、重点的に耐震化を進める必要があることから、継続して国・県の補助制度を活用し支援を行っていきます。

<支援制度>

- ・木造住宅における耐震診断・耐震改修
- ・耐震診断義務付け対象建築物における耐震診断・耐震改修
- ・税制優遇（所得税控除、固定資産税の減税など）

第5 地震時における総合的な安全対策

建築物の耐震化同様に、建物の天井、窓ガラスや外壁部材の落下、屋外の建築設備の転倒など、避難に支障をきたさないようこれらの被害を最小限にすることも重要であることから、継続して県と連携しながら促進していきます。

第6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

耐震改修促進法による所管行政庁（県）による対象建築物の所有者への周知や、耐震化への指導・助言等にあたっては、継続して所管行政庁と連携し対応していきます。